

# 車線規制業務実施要領

株式会社Z/Pセキュリティサービス

## (1) 規制業務について(認識及び打合せの重要性)

道路工事等において安全な作業区域を道路上に確保するために行うものである。そして、その規制作業は非常に危険な作業であることを、全員が認識して行なわれなければならない。そのためには、事前打ち合わせや現地踏査を十分に行ない、元請職員、下請作業員及び交通誘導員がそれぞれの役割を理解し把握したうえで、互いの連携体制を確立してから実施しなければならないものである。また、道路使用許可には、規制作業には欠かせない重要な条件等が記載されているので、全員に周知徹底をしたうえで実施すること。

以下、基本的な手順を記していますので、これに基づき実施すること。

## (2) 車線規制の基本手順

### ① 設置手順

#### (I) テーパー部の規制

- ・規制開始前に規制図を基に、起点、終点等のポイント(目印)を現場にて確認のうえ行うこと。【テーパー部の規制の長さは許可証通り確保】  
また、状況により事前配備が出来る資機材は通行の妨げにならないよう配備をしておくこと。特に予告看板等は必ず事前に設置すること。
- ・現場責任者(検定合格警備員)の指揮で、標識車(規制車)を起点少し前方に配備し、矢印板、カラーコーン(夜間は点滅灯付)、回転灯(AVライト)、看板等の順番で設置すること。テーパーが長い場合は、標識車(規制車)を順次移動しながら行うこと。
- ・交通誘導員の一人が、テーパー部先端で車線変更の合図誘導に当たり、他の一人が設置作業全般の警戒に当たりながら、作業員(交通誘導員)が設置作業を行なう。このように、安全確保のため最低3人以上を基本に分担して行うこと。【原則、現場責任者は直接作業はしないこと】

#### (II) 作業区間の規制

- ・テーパー部の規制完了後、交通誘導員の誘導警戒により、作業員(交通誘導員)がカラーコーン等を順次作業区間の終点まで設置すること。
- ・作業は必ず規制区域側で行い、車両通行車線側には絶対に出ないこと。
- ・規制作業終了時は、不要資機材の片付けを確実にし、標識車(規制車)の最終的な配備位置を確認すること。【作業位置との距離を十分に確保】
- ・規制車に車止めをするとともに、ハンドルを適正方向に切っておくこと。
- ・基本的に規制が完了し、交通誘導員が各配置につくまでは、作業車両等は作業区間内には入れないこと。

## ② 規制中の点検・維持

- ・現場責任者(検定合格警備員)は規制完了後、速やかに規制範囲等の確認及び各種資機材の設置位置、点灯状況、交通誘導員の配置ポイント等を点検し、必要により注意是正を行うこと。【運転手の立場で状況確認】
- ・資機材が通行車両の風圧等で転倒しないよう、十分な重し等が設置されているか確認すること。
- ・発電機の燃料や回転灯、矢印板等の点灯状況は担当者を決め点検をし、常に正常な状態を保つこと。【予備品は事前に点検・補充すること】

## ③ 撤去手順《設置の逆が基本》

- ・作業が完全に終了し、作業員・作業車両等が区域外に出たのを確認してから行うこと。【路面の清掃状況や残材等の確認も行うこと】
- ・現場責任者(検定合格警備員)の指揮で、交通誘導員の誘導警戒のもと、作業区間の終点側から起点側へ、順次資機材等を撤去していくこと。
- ・テーパー部は、看板等、回転灯、カラーコーン、矢印板の順番で撤去すること。テーパーが長い場合は標識車(規制車)を移動しながら行うこと。最後に標識車(規制車)を通行の妨げにならない場所へ移動させること。
- ・現場責任者(検定合格警備員)は移動終了後、一般車両の走行状況を観察し、異状が無いことを確認した後、現場を離れること。  
【予告看板の撤去又はシートでの覆い措置等の確認をすること】

## (3) 規制中の安全措置等(受傷事故防止対策)

- ア **車線規制中は、標識車の後方(テーパー部)での誘導はしないこと。**  
この場所が一番危険であることを認識し、不用意に立ち入らないこと。但し、片側交互通行の場合は仕方がないので、通行車両を注視しながら行なうとともに、避難場所を確保・確認し誘導すること。
- イ 道路規制範囲への車両の乗入れは、必要な作業車両のみとし、作業用車両であることを明示させ、交通誘導員の誘導で出入りをさせること。
- ウ 重機等の回りで誘導する際は、作業半径や後方には立ち入らないこと。
- エ みだりに規制区域外の車道に出ない。休憩は安全な場所で行うこと。
- オ 誘導位置や合図方法等、互いに注意喚起を促し事故防止に努めること。また、無線機等を活用し連絡を緊密にし、連携強化に努めること。
- カ 誘導中は、交通状況を把握し、常に進行してくる車両の動向に注意を払うとともに、車両前面及び道路中央での誘導は絶対にしないこと。
- キ 通行車両には、飲酒運転や居眠り運転の車両がある。そして、無謀な運転をする者が必ずいる。このことを常に念頭におき服務すること。

**最後に『危ないと思ったら、とにかく逃げろ』これしかない**